

～労働保険事務組合とは～

Q 飲食店を経営しています。労働者を雇用するので労働保険に新規加入したいと思っています。労働保険の事務代行をする労働保険事務組合について教えてください。

A 労働保険事務組合とは事業主に代わって労働保険(労災保険・雇用保険)に関する事務手続きを代行する厚生労働大臣の認可を受けた団体です。

委託事務の範囲は、

- ①労働保険の年度更新に関する事務
- ②労働保険、雇用保険成立に関する事務
- ③雇用保険の資格取得・喪失の届出・離職票の作成等の事務
- ④労災保険の特別加入に関する手続きなどがあります。

このような手続きは申請書類が多く毎年の年度更新や各種届出など手間と時間がかかることがあります。

労働保険事務組合に委託した場合の大きなメリットとして、通常は労働保険の対象とならない法人の役員、自営業者や家族従事者その他労働者でない方も特別加入に加入できる点です。特別加入をすることで業務中の災害はもちろん通勤災害についても補償の対象となります。

補償内容は一般の労働者と同様で治療費や休業補償、障害補償が受けられます。この仕組みは現場作業に従事する事業主にとって大きな安心につながります。ほかにも保険料の金額にかかわらず概算保険料を年3回に分割納付できます。

手続き等でお困りごとがございましたら労働保険事務組合である東京食品福祉厚生事業団にご相談ください。お問い合わせは、☎03・5828・7200

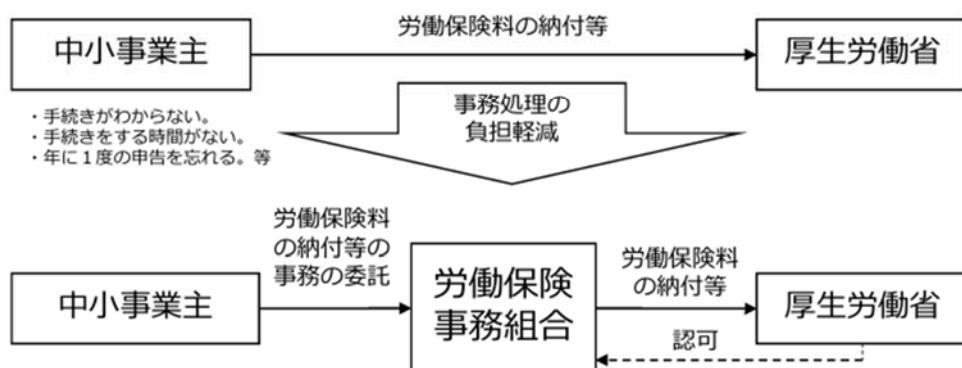
1. 労働保険事務組合制度

労働保険事務組合制度とは、中小企業の団体等が、その構成員である事業主等の委託を受けて、事業主に代わって労働保険料等の申告納付、その他労働保険に関する各種の届出等の事務手続きを行うことにより、中小事業主の事務処理の負担を軽減し、労働保険の適用促進及び保険料の適正な徴収を図る制度です。

労働保険事務組合とは、事業協同組合、商工会、その他の事業主の団体またはその連合団体が、その団体の事業の一環として事業主から委託された労働保険事務を処理するために、厚生労働大臣の認可を受けた場合の団体の呼称です。

したがって、既存の事業主団体と労働保険事務組合とは同一の組織であり、認可を受けたことによって、新たな団体ができるわけではありません。

なお、事務組合は事業主の代理人として、労働保険事務を処理するものであって、健康保険法の規定に基づき設立される健康保険組合のように保険者として保険事業を管掌するものではありません。



[参考]

◆ 特別加入給付日額・保険料

給付基礎額 A	保険料算定基礎額 B=A×365日	年間保険料 年間保険料=保険料算定基礎額(注) × 保険料率(3/1000)
25,000円	9,125,000円	27,375円
24,000円	8,760,000円	26,280円
22,000円	8,030,000円	24,090円
20,000円	7,300,000円	21,900円
18,000円	6,570,000円	19,710円
16,000円	5,840,000円	17,520円
14,000円	5,110,000円	15,330円
12,000円	4,380,000円	13,140円
10,000円	3,650,000円	10,950円
9,000円	3,285,000円	9,855円
8,000円	2,920,000円	8,760円
7,000円	2,555,000円	7,665円
6,000円	2,190,000円	6,570円
5,000円	1,825,000円	5,475円
4,000円	1,460,000円	4,380円
3,500円	1,277,500円	3,831円

(注)特別加入者全員の保険料算定基礎額を合計した額に千円未満の端数が生じるときは端数切り捨てとなります。